

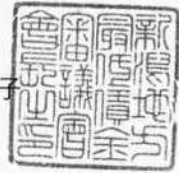
写

令和5年8月23日

新潟労働局長  
西岡邦昭 殿

新潟地方最低賃金審議会長

長谷川雪子



当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和5年8月23日貴職から、同年8月7日付け新潟県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対するえちごユニオンほか32件の異議申出に関し意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和5年8月7日付け答申どおり決定することが適当である。